

# 有害使用済機器の保管等に係る届出について

平成30年4月  
滋賀県循環社会推進課  
大津市産業廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2の規定により、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事等に届け出なければなりません。なお、届出義務に違反した者には、罰則（30万円以下の罰金）が規定されています。

また、この届出の有無にかかわらず、廃棄物と判断されるものを業として取り扱う場合には、一部の例外を除き廃棄物処理業の許可を得る必要がありますのでご留意ください。

以下に基準等の概要を示します。詳細は、環境省が示している「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照ください。

## 1. 有害使用済機器の対象一覧

法第17条の2第1項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）と規定されています。【政令第16条の2】

一	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
二	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
三	電気洗濯機及び衣類乾燥機
四	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式の物及び液晶式のもの【電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。】 ロ ブラウン管式のもの
五	電動ミシン
六	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
七	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
八	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
九	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
十	フィルムカメラ
十一	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
十二	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
十三	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
十四	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
十五	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
十六	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
十七	電気マッサージ器
十八	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
十九	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
二十	蛍光灯器具その他の電気照明器具
二十一	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
二十二	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
二十三	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
二十四	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
二十五	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
二十六	パーソナルコンピュータ
二十七	プリンターその他の印刷用電気機械器具
二十八	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
二十九	電子書籍端末
三十	電子時計及び電気時計
三十一	電子楽器及び電気楽器
三十二	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

### 届出除外対象者について

下記の者については、適正に有害使用済機器の保管を行うことができるものとして、届出義務の適用が除外されています。(廃棄物処理法施行規則第13条の2第1号)

- ① 廃棄物処理法の許可業者や家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の認定業者等の内の一部（環境省作成「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」参照）
- ② 小規模事業者（事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が100m<sup>2</sup>を超えない場合）
- ③ 本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合（製造業者や修理業者、販売業者等）
- ④ 行政機関

## 2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準の概要

### 【囲いの設置】

有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。

### 【掲示板の設置】

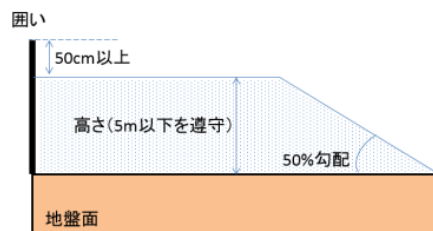
有害使用済機器の保管場所	
保管する有害使用済機器の品目	
管理者	氏名又は名称
	連絡先
最大保管高さ	m

掲示板の例

有害使用済機器の保管又は処分（以下「保管等」と示す。）に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、保管又は処分の別、保管品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板（寸法は縦60cm×横60cm以上）を外部から見やすい箇所に設ける必要があります。

### 【保管高さ】

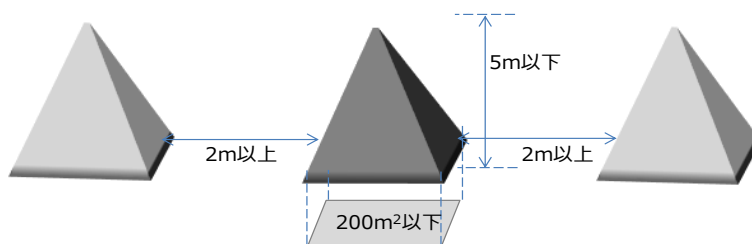
屋外で容器を用いずに保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。



保管の高さ等のイメージ

### 【火災・延焼防止】

保管に当たっては、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することや、電池や油など火災が発生する可能性があるものの回収、保管高さや単位面積を一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。



処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管又は電池等の有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要があります。このため、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的監視装置や目視等により確認する等の措置や、万一火災等が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の必要な措置を講ずる必要があります。

※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の電池については、分別後適正に処分する必要があります。

### 【土壌・地下水汚染防止】

保管等に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するため保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集水する箇所に油水分離槽等を設置する必要があります。

### 【飛散・流出に関する必要な措置】

屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれがある場合は、フェンスを設けるなど保管等の状況に応じて必要な対策を講ずる必要があります。

### 【生活環境、公衆衛生の保全】

有害使用済機器の保管等を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

また、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び清掃を行うことや、機器内部等に雨水が溜まらないようにする等により事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があります。

### 【特定家庭用機器に該当する品目の処分】

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅、プラスチックまたはガラス等を回収することや、砒素や水銀、フロン類が発散しないよう回収する等の措置が必要です。

### 【禁止行為】

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

## 3. 維持管理

### 【帳簿の記載、保存】

有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録し（毎月末までに前月分を）、事業場ごとに備えることが義務付けられています。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

区分	帳簿への記載事項
保管	一 受入年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 三 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

### 【帳簿の記載例】 保管のみ（混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

(H〇〇年〇〇月)

受入	受入品目 <sup>※1</sup>	受入年月日	受入先	受入量 <sup>※2</sup>	取扱方法	備考
	機器混合 <sup>※3</sup>	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	パソコン、プリンタ、HDD
	パソコン、OA機器	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去
	携帯電話	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管	バッテリーを除去
	機器混合	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコン、プリンタ、HDD
	...	...	...	...		
	...	...	...	...		
	合計			〇〇kg		

(H〇〇年〇〇月)

搬出	搬出品目 <sup>※1</sup>	搬出先	搬出年月日	搬出量 <sup>※2</sup>	備考
	小型家電	A社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
	パソコン	I社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
	携帯電話	U社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
	業務用機器	E社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
	バッテリー	O社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
	...	...	...	...	
	...	...	...	...	
	合計			〇〇kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

#### 4. 有害使用済機器の保管等に関する届出

有害使用済機器保管等業者は、保管ヤードが属する都道府県、廃棄物処理法第24条の2に定める政令市宛に、有害使用済機器の保管等に関する届出が必要となります。

##### 【届出の時期】

新規の場合は、事業開始10日前までに届出が必要です。

※ 法改正の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月（平成30年10月1日まで）までに届出が必要です（猶予期間）。

##### 【提出部数】

正本1部です。（書類の補正（書類の手直し）が必要な場合にスムーズに対応できるように、提出する書類の「控え」（電子ファイル、コピーなど）を手元に残すようにしてください。）

##### 【問合せ、届出の提出先】

滋賀県の機関	所在地	電話番号	管轄地域
琵琶湖環境部 循環社会推進課（県庁）	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1	077-528-3474	
南部環境事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲賀環境事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6133	湖南市、甲賀市
東近江環境事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡(日野町、竜王町)
湖東環境事務所	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2255	彦根市、愛知郡(愛荘町)、 犬上郡(豊郷町、甲良町、多賀町)
湖北環境事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6653	長浜市、米原市
高島環境事務所	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6066	高島市

※ 滋賀県が管轄する地域内に複数の対象となる事業場があり、所在する管轄地域が複数の環境事務所に亘る場合には、主たる事業場が所在する地域を管轄する環境事務所へご相談ください。

大津市の機関	所在地	電話番号	管轄地域
大津市役所 産業廃棄物対策課	〒520-8575 大津市御陵町3-1	077-528-2062	大津市

##### 【変更の届出】

届出事項の内容に変更をしようとする場合には、基本的に変更の10日前までに事業場を管轄する環境事務所もしくは大津市役所へ届け出る必要があります。なお、住民票及び法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類の変更後速やかに届出を行う必要があります。

##### 【変更届出の対象となる届出事項】

- ① 氏名又は名称及び住所（法人の場合）代表者の氏名
- ② 事業の範囲
- ③ 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ④ 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ⑤ （処分を行う場合）当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
- ⑥ （事業の用に供する施設を設置する場合）当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ⑦ （未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の氏名及び住所

##### 【廃止の届出】

有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部又は全部を廃止した場合には、廃止後10日以内に、事業場を管轄する環境事務所もしくは大津市役所へ届け出る必要があります。

※ 事業の一部の廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生の内の一部を廃止する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合などを指します。

[届出書類確認票]

届出内容	提出書類	確認
保管等届出 (新規届出)	有害使用済機器保管等届出書 (様式第35号の2 (第13条の3関係))	
	事業計画の概要を記載した書類 (別紙1)	
	事業場の平面図および付近の見取図	
	事業の用に供する施設の処理方式、構造および設備の概要 (別紙2)	
	【事業の用に供する施設を設置する場合】施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図	
	届出をしようとする者が届出にかかる事業場および施設の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、当該事業場および施設を使用する権原を有すること) を証する書類	
	【処分・再生を業として行う場合】当該処分または再生に伴って生じた廃棄物の処理方法または再生品の利用方法を記載した書類 (別紙3)	
	【個人の場合】住民票の写し	
	【法人の場合】定款または寄附行為および登記事項証明書	
【未成年者または成年被後見人若しくは被保佐人である場合】法定代理人の住民票の写し		
変更届出	有害使用済機器保管等変更届出書 (様式第35号の3 (第13条の4関係))	
	事業計画の概要を記載した書類 (別紙1)	※
	事業場の平面図および付近の見取図	※
	事業の用に供する施設の処理方式、構造および設備の概要 (別紙2)	※
	【事業の用に供する施設を設置する場合】施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図	※
	届出をしようとする者が届出にかかる事業場および施設の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、当該事業場および施設を使用する権原を有すること) を証する書類	※
	【処分・再生を業として行う場合】当該処分または再生に伴って生じた廃棄物の処理方法または再生品の利用方法を記載した書類 (別紙3)	※
	【個人の場合】住民票の写し	※
	【法人の場合】定款または寄附行為および登記事項証明書	※
【未成年者または成年被後見人若しくは被保佐人である場合】法定代理人の住民票の写し	※	
廃止届出	有害使用済機器保管等廃止届出書 (様式第35号の4 (第13条の11関係))	

※：変更がある場合に添付

[届出に係る留意事項]

- (1) 「事業場付近の見取図」は当該地までの経路がわかるものを添付してください。
- (2) 住民票の写し等、公的機関が発行する証明書類については、届出日の直近3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- (3) 住民票の写し等、公的機関が発行する証明書類については原本照合によりコピーしたもので届出ができます。原本照合を希望される場合は、届出にはコピーを添付し、原本を届出時に提示ください。
- (4) 「住民票の写し」については、本籍地 (外国人の方は国籍) と個人番号 (マイナンバー) の記載のないものを提出してください。

<p>有害使用済機器保管等届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p>届出者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
事業の範囲 (取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目：  処理の区分                      保管のみ ・ 保管及び処分 (再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所                                      電話番号
	事業場                                      電話番号 面 積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ (それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)



## 事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更届出時には変更部分を明確にして記載すること)
  
2. 処理の方法 (保管か処分かの区分を明確にして記載すること)
  
3. 業務を行う時間、休業日
  
4. 保管・処分する有害使用済機器の品目および量等

受入

	取扱品目	受入予定量 (t/月、m <sup>3</sup> /月)	予定受入先の名称、所在地	保管場所	処理方法 (保管・処分)	備考
1						
2						
3						
4						
5						

搬出

	取扱品目	搬出予定量 (t/月、m <sup>3</sup> /月)	予定搬出先の名称、所在地	売却か、 処理委託かの区分	備考
1					
2					
3					
4					
5					

備考

(日本産業規格 A列4番)

事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称			
事業場の所在地			
保管施設	設置場所		
	面積 (m <sup>2</sup> )		
	保管する有害使用済機器の品目		
	保管高さ (m)		
	保管方法、構造		
	飛散流出、地下浸透、火災等防止のための措置		
処分の用に供する施設	処理施設の種類、型式		
	設置場所		
	設置年月日		
	処分する有害使用済機器の品目		
	処理施設の処理方式		
	構造および設備の概要		
	処理能力 t/日(時間)		
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置	大気	
		水質	
		騒音、振動	
		悪臭	
飛散流出			
その他			
備考			

処分または再生に伴って生じた廃棄物の処理方法または再生品の利用法を記載した書類			
処分または再生に伴って生じた廃棄物または再生品の種類			
発生量 (t/月)			
性状および形状			
処理方法	売却	売却先業者名および所在地	
		利用方法	
	委託処理	処分業者名および所在地	
		処分方法	
	自己処理	処分場所	
		処理方法	
備考			

(日本産業規格 A列4番)

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書		
年 月 日		
都道府県知事 殿 (市長)		
届出者 住 所		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び函面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)		
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由		
変更予定年月日		
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

<p>有害使用済機器保管等廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	
<p>備 考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

**新規届出 記載例**

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書 〇〇年〇〇月〇〇日	
滋賀県知事 殿 大津市長	届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 滋賀県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号 氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 電動ミシン、電動工具、デジタルカメラ、ゲーム機 等 （廃棄物処理法施行令第16条の2 第 5号～32号に定める機器） 処理の区分 <b>保管のみ</b> ・ 保管及び処分（再生を含む）
事務所及び事業場の所在地等	事務所 〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地 事業場 同上 電話番号 同上 面 積 〇〇〇 m <sup>2</sup>
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	別紙2のとおり
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	（※ この欄は有害使用済機器の処分を行う場合に記載してください。）
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	（※ この欄は有害使用済機器の処分を行う場合に記載してください。）
※事 務 処 理 欄	

**新規届出 記載例**

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
〇〇〇株式会社		〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇番地〇号
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
<p>1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。</p> <p>2 ※欄は記入しないこと。</p> <p>3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>		

(日本産業規格 A列4番)

※ 事業場や保管場所が複数ある場合などにより1枚の様式に書き切れない場合は、様式を追加するか別途一覧表を作成して添付する等により記載してください。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更届出時には変更部分を明確にして記載すること)
  - ・ 電動工具等を排出者から買取り、保管場所①において保管し、一定の量が集まれば、金属くずを再生利用する事業者へ売却する。
  - ・ 有害使用済機器から油や電池類、ガスボンベ等の可燃物や蛍光灯を取り出し、分別して容器に入れて保管する。
  - ・ 保管した油や電池類、ガスボンベ、蛍光灯等については、産業廃棄物として法に基づき処理を委託する。
  
2. 処理の方法 (保管か処分かの区分を明確にして記載すること)
 

保管
  
3. 業務を行う時間、休業日
 

営業時間 8:00~17:00  
休業日 日曜日及び祝祭日
  
4. 保管・処分する有害使用済機器の品目および量等

受入

	取扱品目	受入予定量 (/月)	予定受入先の名称、所在地	保管場所	処理方法 (保管・処分)	備考
1	電動工具等 令第16条の 2 第5号~20号の機器	1 t / 月	個人や事業者 〇〇市や〇〇市、〇〇町	保管場所①	保管	
2	ゲーム機等 令第16条の 2 第21号~32号の機器	0.1 t / 月	個人 〇〇市や〇〇市、〇〇町	保管場所②	保管	
3						
4						
5						

搬出

	取扱品目	搬出予定量 (/月)	予定搬出先の名称、所在地	売却・処理委託等の区分	備考
1	電動工具等 令第16条の 2 第5号~20号の機器	1 t / 月	(株) 〇〇金属 〇〇市〇〇町〇〇番	売却	
2	ゲーム機等 令第16条の 2 第21号~32号の機器	0.1 t / 月	(株) 〇〇産業 〇〇市〇〇町〇〇番	売却	
3	廃油	1kg / 月	(株) 〇〇鉱業 〇〇市〇〇町〇〇番	処理委託	
4	廃電池類	1kg / 月	(株) 〇〇興産 〇〇市〇〇町〇〇番	処理委託	
5					

備考



事業の用に供する施設の概要			
事業場の名称	〇〇〇株式会社 〇〇〇事業場		
事業場の所在地	滋賀県〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地		
保管施設	設置場所	滋賀県〇〇市〇〇〇町〇〇〇番	
	面積 (m <sup>2</sup> )	保管場所① 〇〇 m <sup>2</sup> 保管場所② 〇〇 m <sup>2</sup>	
	保管する有害使用済機器の品目	保管場所① 電動工具等 施行令第16条の2第 5号~20号の機器 保管場所② ゲーム機等 施行令第16条の2第 21号~第32号の機器	
	保管高さ (m)	保管場所① 〇.〇 m 保管場所② 〇.〇 m	
	保管方法、構造	保管場所① 屋外、床面はコンクリート舗装、鋼板による囲いを設置 保管場所② 屋内、金属製のコンテナで保管	
	飛散流出、地下浸透、火災等防止のための措置	屋外の保管場所は、床面を鉄筋コンクリート舗装(厚さ〇〇cm)し地下への浸透を防止する。また、周囲に排水溝を設置するとともに、雨水や汚水を集水する箇所に油水分離槽(〇槽、容量〇〇m <sup>3</sup> )を設置し油を含む汚水の流出を防止する。さらに、保管場所のある事業場の周囲に高さ〇mの鋼製の囲いを設置し飛散を防止する。 火災や汚水の発生を防止するため、油、バッテリー等の発火の恐れのあるものは、有害使用済機器から取り出し分別して保管する。	
処分の用に供する施設	処理施設の種類、型式	※ 以下の欄は有害使用済機器の処分を行う場合に記載してください。	
	設置場所		
	設置年月日		
	処分する有害使用済機器の品目		
	処理施設の処理方式		
	構造および設備の概要		
	処理能力 t/日(時間)		
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置	大気	
		水質	
		騒音、振動	
悪臭			
飛散流出			
その他			
備考			